

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四三
- 土地改良法により換地計画を定めた件 四三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四三

公 告

- 道路の区域を変更する件二件 四三
- 道路の供用を開始する件 四三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四三
- 福島県選挙管理委員会 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 四三

告 示

福島県告示第五百八十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年十二月五日救急病院として認定した。

平成二十三年十二月十三日

名称	所在地	福島県知事 佐藤雄平
北福島医療センター	伊達市箱崎字東二三番地一	認定有効期限 平成二六年一二月四日 (地域医療課)

福島県告示第五百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、赤井地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十二月十四日から
平成二十四年一月十日まで (二十八日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農地管理課)

福島県告示第五百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市霊山町石田字万田川七四の五、七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十三年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

変更前変 敷地の幅員 延

長

路線名	区 間	更後の別	
県道社田 浅川線	白河市表郷堀之内字堀 之内二九四番一地从先 ら 同 市表郷堀之内字山 ノ神一〇五番地先まで	変更前	A 五・〇〇
		変更後	B 六・〇〇
			(メートル)
			(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	更後の別	
		変更前	敷地の幅員 (メートル)
県道喜多 方会津坂 下線	喜多方市塩川町会知字 下川原二五七八番一 地 先 同 市塩川町会知字 沼一四七番地先まで	変更後	一三・二〇
		変更前	一四・八〇
			(メートル)
			(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂 下線	喜多方市塩川町会知字下川原二五七八番一 地先から 同 市塩川町会知字沼一四七番地先まで	平成二十三年一二 月一三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、喜多方市から塩川都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十八条、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十一条第二項又は第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十二月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社会福祉法人会津療育会	社会福祉法人会津療育会	平成二十三年一月一日

セ 身体障害者療護施設アガッ

セ 障がい者支援施設アガッ